

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医師修学資金)

令和8年8月時点

※今後、内容が変更となる可能性があります

1 キャリア形成プログラム（岩手県医師修学資金）とは

将来地域医療に従事する意思を持ち、岩手医科大学医学部の地域枠入試制度により岩手医科大学医学部に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画）の適用を受けることとなります（医療法規定）。

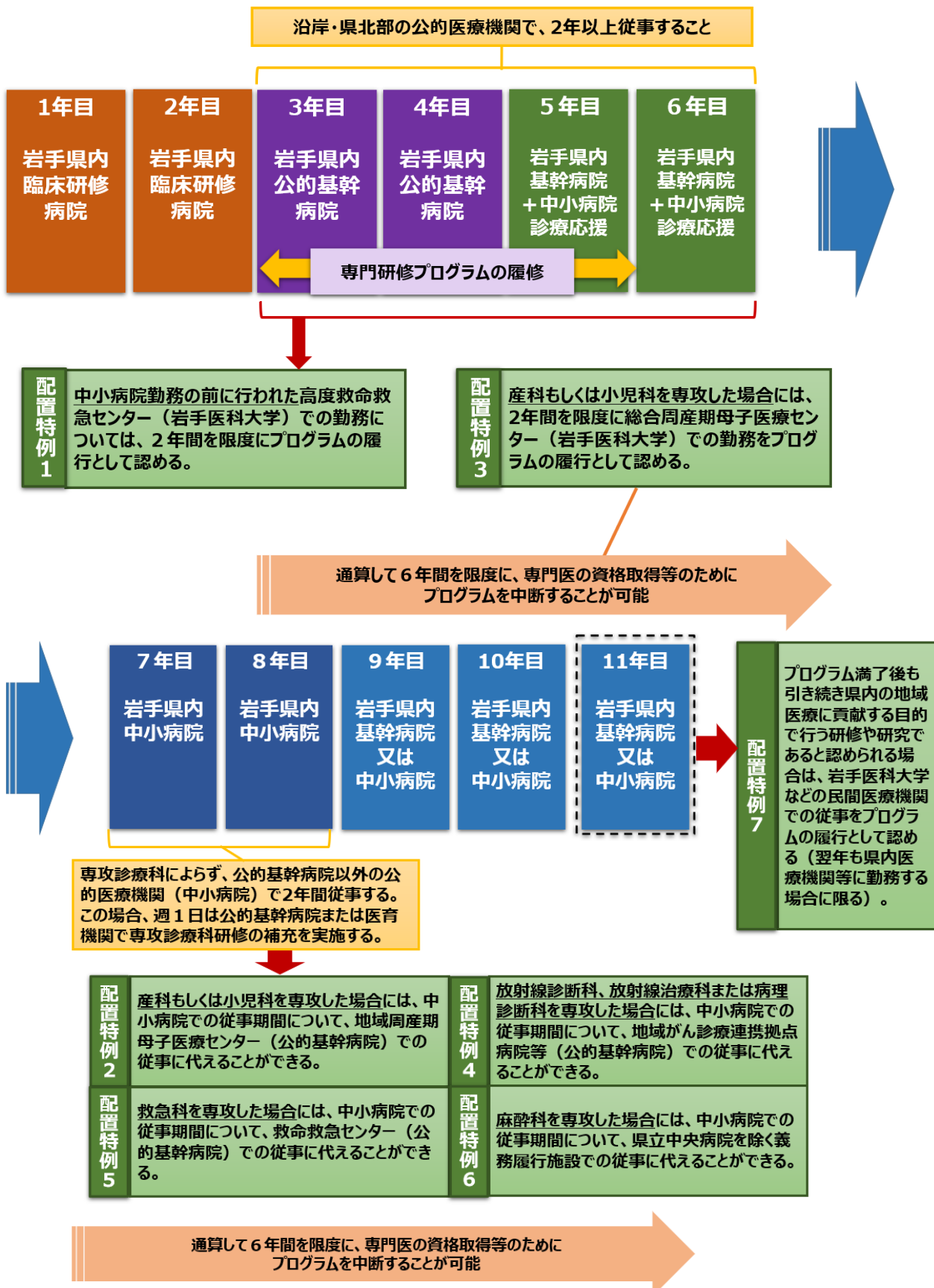
2 キャリア形成プログラムの詳細

(1) プログラム対象者	岩手医科大学医学部学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）により同大学に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けて医師となった者
(2) プログラム期間	11 年間
(3) 診療科の制限	診療科の専攻に関する制限はなし 【参考】19 基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
(4) 勤務要件	【配置基本ルール】 ① 県内の臨床研修病院における臨床研修の実施（2 年間） ② 臨床研修後に公的基幹病院での従事（2 年間） - プログラム対象者の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。 - 専攻診療科の研修のほか、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修（研修プログラムは公的基幹病院で別途作成）もあわせて行う。 ③ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療の実施（2 年間） - 公的基幹病院に勤務しながら原則週 1～2 日（応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める）の公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療を基本とする。 ②を経ずに③を実施することも認める。 ②において県央・県南地域の医療機関（県立中央病院、県立中部病院、県立胆沢病院、県立磐井病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院、）に配置した養成医師は、原則として沿岸・県北地域の医療機関に配置する。 ④ 公的基幹病院以外のプログラム対象施設（その他公的医療機関）での従事（2 年間） - プログラム対象者の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外のプログラム対象施設に配置する。 - 週 1 日は、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を行うことも認める。

(4) 勤務要件（続き）	⑤ 養成医師のプログラム満了後の医師としての方向性を考慮したプログラム対象施設での従事（3年間） ・ プログラム満了後の県内勤務を見据え、プログラム対象者の専攻診療科を考慮して配置する。 【配置基本ルールの運用】 ○ 上記に示した配置基本ルールについて、①の臨床研修後は原則として②を最初に実施するものとし、③から⑤については、県内の医師不足の状況やプログラム対象者の個々の事情に応じて順番を適宜変更する場合がある。 また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定する。 ○ ②もしくは③における沿岸・県北部での従事義務（2年間）と④の従事義務を同時に履行することはできない。 【例】沿岸部におけるその他公的医療機関での勤務は、④の履行として扱う。 ○ ④の公的基幹病院以外でのプログラム対象施設での勤務より前に行われた岩手県高度救命救急センター（岩手医科大学）での勤務については、2年間を限度にプログラムの履行期間として認める。【配置特例1】 ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、③及び④について、地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例2】 ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、2年間を限度に総合周産期母子医療センター（岩手医科大学）での勤務をプログラムの履行として認める。【配置特例3】 ○ プログラム対象者が、放射線診断科、放射線治療科または病理診断科を専攻した場合は、③及び④について、地域がん診療連携拠点病院等（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例4】 ○ プログラム対象者が、救急科を専攻した場合は、③及び④について、救命救急センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例5】 ○ プログラム対象者が、麻酔科を専攻した場合は、③及び④について、県立中央病院を除く義務履行施設での従事に代えることができる。【配置特例6】 ○ ⑤の最後の1年間について、プログラム対象者がプログラム満了後も引き続き県内の地域医療に貢献する目的で行う研修や研究であると認められる場合は、岩手医科大学附属病院などの民間医療機関での従事をプログラムの履行として認める（翌年も県内医療機関等に勤務する場合に限る）。 【配置特例7】
(5) プログラムの一時中断	○ プログラム対象者は、専門的な医学または医療における必要な知識及び技術を習得するため、プログラム期間内にプログラム対象施設以外で研修を受けることができるが、この期間は通算して6年を限度とし、プログラムの一時中断期間として取り扱うものとする（配置特例1、3、7を除く）。 ○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱うものとする。ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含む。
(6) プログラム	○ プログラム対象者のプログラム履行期間の身分については、配置先の医療

期間中の身分	機関の雇用による当該医療機関の職員とする。
(7) プログラムの適用解除	○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があつて例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認めるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除する。 ○ プログラムの適用が解除された場合、年率9%の利息を付して修学資金を返還することとなるもの。

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム (地域枠A)

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

勤務先 ※1	備考	プログラム履行先 ※4
① 臨床研修 (2年)	○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施	<①臨床研修病院：11 病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院
↓ 専門研修・大学院等(通算6年可) ※2 【配置特例3】 岩手医科大学総合周産期母子医療センターでの義務履行		
② 公的基幹病院勤務 (2年)	○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリーケアの総合診療的スキルの習得研修も実施	<②公的基幹病院：10 病院> 岩手医科大学附属病院以外の臨床研修病院に同じ
↓ 専門研修・大学院等 ※2 ②③通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること		
③ 公的基幹病院勤務＋ その他医療機関への 応援診療(2年)	○ 公的基幹病院に勤務しながら、週1～2日をその他公的医療機関で勤務	【配置特例1】 高度救命救急センターでの義務履行
↓ 専門研修・大学院等 ※2 【配置特例2】 地域周産期母子医療センターでの義務履行 【配置特例4】 放射線診断科、放射線治療科、病理診断科を専攻した医師の配置の特例 【配置特例5】 救急科を専攻した医師の配置の特例 【配置特例6】 麻酔科を専攻した医師の配置の特例		
④ その他医療機関勤務 (2年)	○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら、週1日公的基幹病院または医育機関で専攻診療科研修の補充を実施	<④その他医療機関：52 機関> ●北上済生会病院 ※3 ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○済生会岩泉病院 ○種市病院 ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ケ崎 ▲猿沢 ▲室根 ▲綾里 ▲越喜来 ▲吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田 ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C
↓ 専門研修・大学院等 ※2		
⑤ 公的基幹病院または その他医療機関勤務 (3年)	○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置	

- ※1 ②～⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。
- ※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。
- ※3 「④その他医療機関勤務」でのプログラム履行期間として認める年数は1年を上限とする。
- ※4 プログラム履行先は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合がある。

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医療局医師奨学資金)

令和8年8月時点

※今後、内容が変更となる可能性があります

1 キャリア形成プログラム（岩手県医療局医師奨学資金）とは

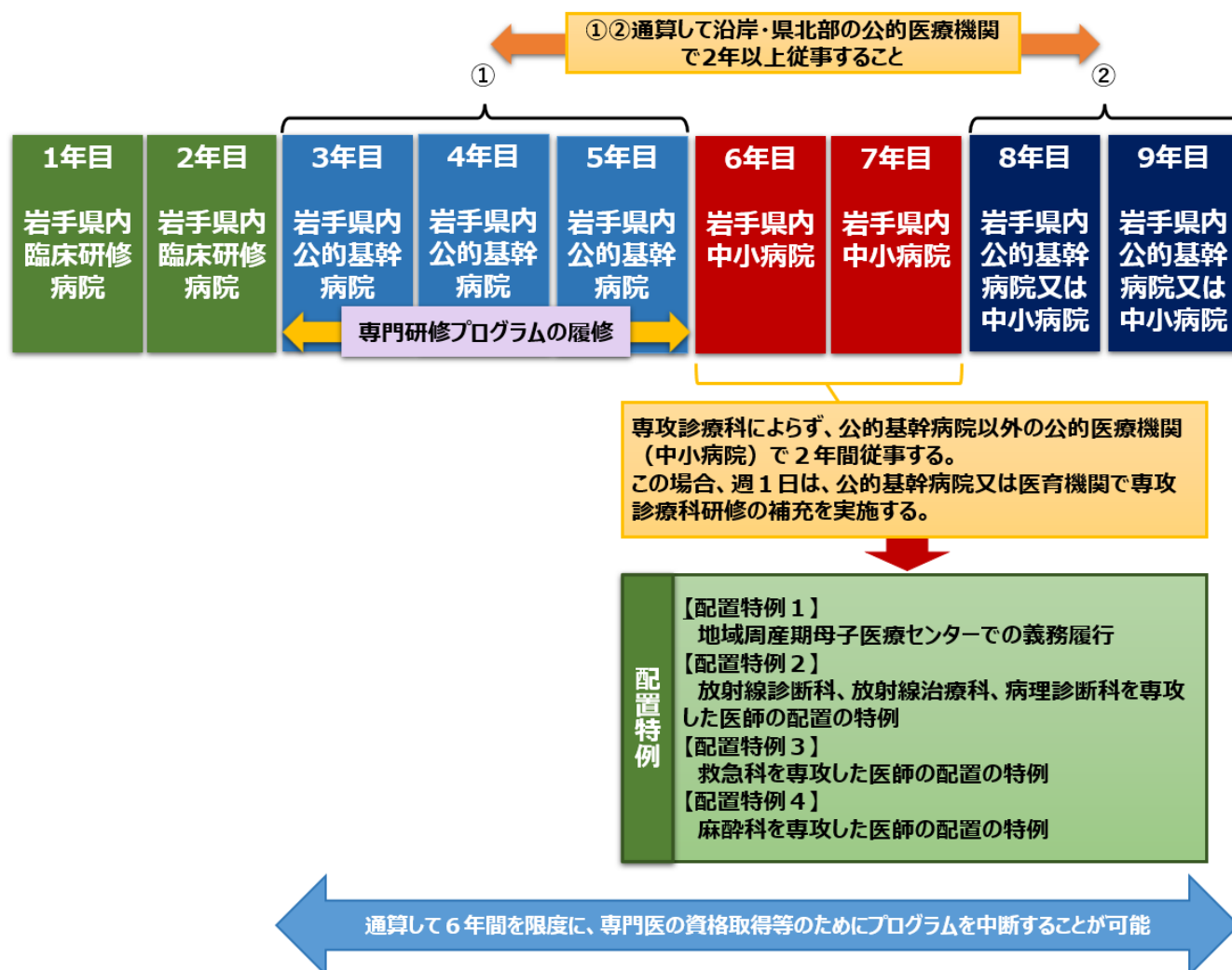
将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠入試制度により岩手医科大学医学部若しくは東北大学医学部に入学し、岩手県医療局から奨学資金の貸与を受けた医師は、岩手県医療局が策定したキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画）の適用を受けることとなります（医療法規定）。

2 キャリア形成プログラムの詳細

(1) プログラム対象者	次の地域枠入試制度により入学し、岩手県医療局から医療局医師奨学資金の貸与を受けて医師となった者 ① 岩手医科大学医学部学校推薦型選抜地域枠B（東北出身者枠） （以下「地域枠B」という） ② 岩手医科大学医学部一般選抜地域枠C（全国枠） （以下「地域枠C」という） ③ 東北大学医学部医学科岩手県地域枠入試（以下「東北大地域枠」という）
(2) プログラム期間	原則9年間
(3) 診療科の制限	診療科の専攻に関する制限はなし 【参考】19基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
(4) 勤務要件	① 臨床研修（2年間）は県内の臨床研修病院で行うこと。 ② 公的基幹病院で3年間勤務すること。 ③ その他医療機関で2年間勤務すること。（規模要件） ④ 公的基幹病院又はその他医療機関で2年間勤務すること。 ※1 ②と④通算して2年間以上は県北・沿岸部の医療機関で勤務すること。（地域要件） ※2 地域要件と規模要件の同時履行はできません。 ※3 産科もしくは小児科を専攻した場合は、規模要件について、地域周産期母子医療センターでの勤務に代えることができます。【配置特例1】 ※4 放射線診断科、放射線治療科または病理診断科を専攻した場合は、規模要件について、地域がん診療連携拠点病院等での勤務に代えることができます。【配置特例2】 ※5 救急科を専攻した場合は、規模要件について、救命救急センター（公的基幹病院）での勤務に代えることができます。【配置特例3】 ※6 麻酔科を専攻した場合は、規模要件について、県立中央病院を除く義務履行施設での勤務に代えることができます。【配置特例4】
(5) プログラムの一時中断	○ 医師としてのキャリア形成（専門医資格や学位取得等）を目的とする大学等での研修は、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱い、通算して6年間で限度に認めるものとします。 ○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱います。ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含まれます。

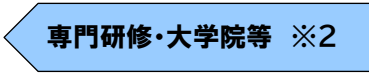
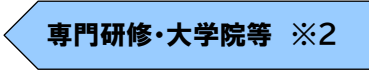
(6) プログラムの適用解除	○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があつて例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認められるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除します。 ○ プログラムの適用が解除された場合は、年率9%の利息を付して奨学資金を返還することとなります。
----------------	---

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム (地域枠 B、地域枠 C、東北大地域枠)

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
▲△診療所
・「C」：地域診療センター

勤務先 ※1	備考	プログラム履行先 ※4
① 臨床研修 (2年)	○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施	<①臨床研修病院：11 病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院
  専門研修・大学院等 ※2		<②公的基幹病院：9 病院> 臨床研修病院のうち県立病院及び盛岡市立病院 ※3
② 公的基幹病院 勤務(3年)	○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリーケアの総合診療的スキルの習得研修も実施	
  専門研修・大学院等 ※2		
 ②④通算して2年間以上は県北・沿岸部の医療機関で勤務すること		
③ その他医療機関 勤務(2年)	○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置 ※【配置特例1】 地域周産期母子医療センターでの義務履行 ※【配置特例2】 放射線診断科、放射線治療科、病理診断科を専攻した医師の配置の特例 ※【配置特例3】 救急科を専攻した医師の配置の特例 ※【配置特例4】 麻酔科を専攻した医師の配置の特例 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を実施	<③その他医療機関：49 機関> ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○種市病院 ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺
  専門研修・大学院等 ※2		
④ 公的基幹病院 又はその他医療 機関勤務(2年)	○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置	

- ※1 ②～④の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。
※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。
※3 市町村立病院での勤務は、貸付期間の3分の1を超えない期間を限度とする。
※4 プログラム履行先は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合がある。